

# 中標津飲食業連合会 規約

## 第一章 総 則

(名称)

第一条 本会の名称は、中標津飲食業連合会とする。(以下本会)と称する。

(目的)

第二条 本会は各単位組合の親睦はもとより、営業の向上発展を図り、諸官庁、各団体への連絡所要に協力し、業者間・単位組合間に横の継りを堅め併せて業界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本組合は第二条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員相互の親睦及び、営業発展に関する事業。
- (2) 各単位組合間の連絡・調整及び研修会などの事業。
- (3) 諸官庁・各団体への協力・協賛に関する事業。
- (4) その他、本会目的達成のため必要と認められる事業。

## 第二章 組織と入会

(組織)

第四条

- (1) 本会の会員は中標津町内にて飲食業・旅館業を営む営業主で、単位組合に加盟し、本会の主旨に賛同するもので組織する。

(入会)

第五条

- (1) 本会に入会しようとする組合は、本会の理事会の決議により入会する。本組合は、勧誘及び、組合員による推薦、又は事業主による申込があった場合、役員会を招集し決議により加入を認める。
- (2) 本会の会員による勧誘及び、推薦、又は事業主による申込があった場合は、常任理事会の決議により加入を認める。

(除名)

第六条 次の場合、会員資格を失い除名したものとみなす。

除名の判断は理事会の決議により決定する。

- (1) 年会費の未納が長期にわたり続く場合。
- (2) 廃業した場合。
- (3) 本会の名誉及び信頼を著しく損なう事故をおこした場合。

(脱会)

第七条 次の場合その資格を失い退会したものとみなす。

(但、この場合納会費は返付しない)

(1) 本会の主旨に反し協力性に欠け除名された組合・会員。

(2) 単位組合の解散並びに脱退。

(除名)

### 第三章 決算日

(決算日)

第八条 4月1日より翌年3月31日をもって単年度で決算し、通常総会を開催し、会員各位に報告する。

(監査役による、承認印及び報告を伴う。)

第九条 会費の管理は原則として会計役が行う。

### 第四章 役員及び機構

(役員の数)

第十条 役員の数、次のとおりとする。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 会 長  | (1名)     |
| (2) 副会長  | (若干名)    |
| (3) 幹事長  | (1名)     |
| (4) 会 計  | (1名)     |
| (5) 常任理事 | (各単位組合長) |
| (6) 理 事  | (若干名)    |
| (7) 相談役  | (若干名)    |
| (8) 監 事  | (2名)     |

(役員任期)

第十三条 役員任期は2年とする、但、再任を妨げない。補充により役員に選任された者は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第十四条

- (1) 会長は、顧問及び相談役を置くことができる。
- (2) 顧問及び相談役は、本会の目的達成に必要な重要事項について、会長の諸問に応じ助言することができる。

## 第五章 総会及び理事会、例会

(会議)

第十五条 本会の会議は、総会・理事会（WEB 会議を含む）とする。  
会議の議長は幹事長、又は会長とする。

(総会)

第十六条 通常総会は、年 1 回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 前年度の事業報告及び決算
- (4) 新年度の事業計画及び予算
- (5) その他、本会運営に必要な事項

(理事会)

第十七条 理事会は三役（正副会長・幹事長・会計）、理事をもって構成し次の事項を議決する。

- (1) 総会での付議又は委任された事項。
- (2) 本会の業務・運営に関する事項。
- (3) その他、会長が必要と認めた事項。

(議決)

第十八条 会議は出席者の過半数を以て決する。但、可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第六章 会計

(収入)

第十九条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 単組合会費
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

(資産)

第二十条 本会の資産は会長が保管する。

(会計年度)

第二十一条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(慶弔・災害)

第二十二條 本会は、次の各号に該当する時は呈する。

(イ) 香典 10,000円 (会員に限る)

(ロ) 献花料 10,000円 (会員に限る)

(ハ) その他については、会長の判断及び指示の上で金品を贈ることができる。

## 第七章 附 則

(細則)

第二十三條 この会則は平成2年4月1日より施行する。